

現行法上の児童ポルノ規制の概要

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年5月26日法律第52号）		
定 義 （2条）	<p>児童 : 18歳に満たない者 児童ポルノ : <u>写真、電磁的記録媒体等で、児童の姿態を視覚により認識できる方法により描写したもの</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態</p> </div>	
禁 止 内 容 及 び 罰 則 （7条）	児童ポルノ提供等	<p style="text-align: center;"><u>3年以下の懲役又は300万円以下の罰金</u></p> <p style="text-align: center;">児童ポルノの提供 を目的として所持・運搬・輸出入 児童ポルノの製造</p>
	児童ポルノ公然陳列等	<p style="text-align: center;"><u>5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科）</u></p> <p style="text-align: center;">児童ポルノの不特定・多数の者への提供又は公然陳列 を目的とした製造・所持・運搬・輸出入</p>
児 童 保 護 （15条）	行政機関の講じる措置	<p>心身に有害な影響を受けた<u>児童に対し、相談、指導、一時保護、施設入所</u>その他の措置</p> <p>児童の保護のため必要があると認めるときは、その<u>保護者に対し、相談、指導</u>その他の措置</p>

【参考】奈良県条例

子どもを犯罪の被害から守る条例（平成17年7月1日公布・施行）		
定 義 （2条）	<p>子ども : 13歳に満たない者 子どもポルノ : 法と同様の規定（児童 子どもに置換）</p>	
禁 止 内 容 及 び 罰 則 （13条）	子どもポルノ所持等	<p style="text-align: center;"><u>30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</u></p> <p style="text-align: center;">・ 正当な理由のない、子どもポルノの所持、電磁記録の保管</p>
備 考	平成16年11月に県内で発生した女兒誘拐・殺人事件を契機に制定	